

令和 8 年度 第 1 回水巻町地域公共交通会議 次第

○日時 令和 8 年 6 月 18 日（木）14 時～

○場所 水巻町役場 301 会議室

1. 開会

2. 委嘱状交付及び委員紹介

3. 役員選出（正副会長、監事）

4. 協議事項

（１）令和 7 年度水巻町地域公共交通会議会計決算報告及び監査報告について

（２）水巻町地域公共交通計画（別紙）等の改正について

5. 報告事項

（１）水巻町営バス令和 8 年 4 月 1 日運行変更後の利用状況について

6. その他

水巻町地域公共交通会議 委員名簿 (任期：R8. 4. 1～R10. 3. 31)

R8. 4. 1現在

	区分		団体等	役職	氏名	備考
1	第1号	水巻町	水巻町	副町長	荒巻和徳	
2	第1号	水巻町	水巻町建設課	課長	北村賢也	
3	第1号	水巻町	水巻町福祉課	課長	船津未華	
4	第2号	一般旅客自動車運送事業者	北九州市交通局	総務経営課長	肥塚秀夫	
5	第2号	一般旅客自動車運送事業者	有限会社みずほタクシー	代表取締役	松崎 繁	
6	第2号	一般旅客自動車運送事業者	折尾タクシー株式会社	専務取締役	野添晃児	
7	第2号	一般旅客自動車運送事業者	合資会社西部水巻交通	所長	園田俊弘	
8	第2号	一般旅客自動車運送事業者	有限会社遠賀観光バス	取締役	岩尾 健	
9	第3号	一般旅客自動車運送事業者 が組織する団体	一般社団法人 北九州タクシー協会	副会長	貞包健一	
10	第4号	一般旅客自動車運送事業者 の事業用自動車の運転者が 組織する団体	北九州市交通局労働組合	執行委員長	三浦弘光	
11	第5号	鉄道事業者	九州旅客鉄道株式会社	折尾駅長	横田卓也	
12	第6号	住民又は旅客	水巻町議会	議員	亀元公一	
13	第6号	住民又は旅客	水巻町議会	議員	井手幸子	
14	第7号	道路管理者	国土交通省九州地方整備局 北九州国道事務所	八幡維持出張所長	佐藤元気	
15	第7号	道路管理者	福岡県北九州県土整備事務所	地域整備主幹	片渕智彰	
16	第8号	地方運輸局	国土交通省九州運輸局	福岡運輸支局長	永松靖二	
17	第9号	公安委員会	福岡県折尾警察署	交通第一課交通総務係長	堀江良仁	
18	第10号	学識経験者	九州工業大学大学院	建設社会工学研究系教授	寺町賢一	
19	第11号	その他町長が必要と認めるもの	福岡県市町村・地域振興部 空港・交通政策局	交通政策課課長補佐	安成健一郎	
20	第11号	その他町長が必要と認めるもの	水巻町社会福祉協議会	係長	徳永正義	

令和7年度 水巻町地域公共交通会議 収支決算書

【歳入】

(単位：円)

款・項・目	科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
1・1・1	負担金	2,962,000	2,955,270	△ 6,730	水巻町一般会計からの負担金 2,955,270円
2・1・1	補助金		250,000		令和7年度生活交通確保対策補助金 250,000円
3・1・1	決算利息	0	249	249	
合計		2,962,000	3,205,519	△ 6,481	

【歳出】

(単位：円)

款・項・目	科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
1・1・1	事務費	8,500	1,770	△ 6,730	契約用収入印紙購入費 1,000円 振込手数料 770円
2・1・1	事業費	2,953,500	2,953,500	0	水巻町地域公共交通運行内容等検討業務委託料 2,953,500円
3・1・1	補助金		250,000		令和7年度生活交通確保対策補助金250,000円を 水巻町一般会計へ繰入
合計		2,962,000	3,205,270	△ 6,730	

【次年度繰越額】

①歳入決算額	②歳出決算額	次年度繰越額 (①－②)
3,205,519	3,205,270	249

上記のとおり、令和7年度 水巻町地域公共交通会議 収支決算を報告します。

水巻町地域公共交通会議

会長 寺町 賢一



令和7年度歳入歳出決算監査報告

歳入・歳出決算並びに関係帳簿、証書類を慎重に監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和8年4月20日

水巻町地域公共交通会議

監事 井手 幸子

監事 徳永 正義



様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 8 年 6 月●日

国土交通大臣 殿

水巻町地域公共交通会議
福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目 1 番 1 号
会 長 ● ● ● ●

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 ● 日

水巻町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
水巻町において町外と連絡が可能な幹線交通は、町の中心部を横断するJR鹿児島本線、町南部を運行するJR筑豊本線、町北部から北九州市八幡西区に連絡する北九州市営バスの3路線で構成されている。また、当町は北九州市のベッドタウンとして発展してきた経緯から、過去から北九州市への通勤・通学ニーズが高く、JRを利用した通勤通学者が多く居住している。 町内住宅地からJR駅までの経路として、町北部は北九州市営バスからJR折尾駅を利用する経路が安定的に存続しているが、町南部については、これまでJR水巻駅、東水巻駅と町南部住宅地を連絡していた北九州市営バス南部循環線が令和7年3月31日で廃止されることとなった。しかし、町南部は近年宅地開発が進んでいる地区も多くあり、子育て世代の転入も多いため、JR水巻駅、東水巻駅を利用した北九州市方面への通勤通学ニーズには引き続き応えていく必要がある。そのため、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、旧北九州市営バス南部循環線の代替交通を運行し、町南部の生活交通手段を存続させていくことが必要不可欠である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
水巻町通勤通学バスの年間利用者数 R6 : 8,394 人 ⇒ R10 : 10,500 人 収支率 R6:10.2% ⇒ R10:12.7% (水巻町地域公共交通計画【別冊】P4 参照)
(2) 事業の効果
水巻町通勤通学バスを維持することにより、町南部の交通不便地域である伊左座、二東、二西、下二東地区のみならず、その他の主要地区についても日常の通勤通学に必要な移動手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ JR 東水巻駅における駅前広場の整備 (水巻町) ・ わかりやすいバス系統及び車両の表示 (水巻町) ・ バス運行情報の効率的な提供 (水巻町) ・ 公共交通の利用促進のためのソフト事業の実施 (水巻町) (水巻町地域公共交通計画 P50～58 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る水巻町通勤通学バスについて、その運行に係る費用総額 13,632,264 円／年の全てを水巻町が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・水巻町通勤通学バスの年間利用者数 運行委託事業者からの報告書により毎年計測 ・収支率 町一般会計決算より毎年整理
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年3月2日 令和4年度第1回水巻町地域公共交通会議
水巻町地域公共交通計画の策定に着手。

令和6年2月15日 令和5年度第3回水巻町地域公共交通会議
水巻町地域公共交通計画について合意。

令和6年6月5日 令和6年度第1回水巻町地域公共交通会議
町公共交通（主にバス交通）の具体的な運行内容を示す水巻町地域公共交通運行計画の策定に着手。

令和7年1月22日 令和6年度第3回水巻町地域公共交通会議
水巻町地域公共交通運行計画について合意。計画の中では令和7年4月からの具体的な町営バスの運行内容を示し、その中で町南部の通勤通学ニーズに対応するための通勤通学バスの運行を示した。

令和7年6月18日 令和7年度第1回地域公共交通会議
地域公共交通計画の改正（フィーダー系統補助との補助連動）及び同計画【別紙（令和8年度地域公共交通確保維持事業）】について合意。

令和7年8月27日 令和7年度第2回地域公共交通会議（書面開催）
水巻町通勤通学バス（フィーダー系統）のダイヤ変更、実証運行期間の延長、地域公共交通計画別紙の変更（フィーダー系統計画運行日数の変更）について合意。

令和8年2月27日 令和7年度第3回地域公共交通会議
水巻町通勤通学バス（フィーダー系統）のダイヤ変更及び令和8年4月1日からの本格運行開始について合意。

令和8年6月18日 令和8年度第1回地域公共交通会議
地域公共交通計画別紙の改正及びフィーダー系統補助認定申請内容について合意。

19. 利用者等の意見の反映状況

令和6年8月～10月に実施した旧北九州市営バス南部循環線乗降調査結果及び令和6年10月の住民アンケート結果により、旧北九州市営バス南部循環線について、一定の通勤通学利用があることが判明していることから、令和7年4月1日から水巻町通勤通学バスの実証運行を開始し、当該路線の維持を念頭に置いた計画とした。また、令和7年7月に実施した町営バスに関するアンケートでは、通勤通学バスとJR鹿児島本線との接続性の向上を希望する意見が多くあったため、令和7年10月1日から一部ダイヤを見直すとともに、令和7年9月30日までとしていた実証運行期間を令和8年3月31日まで延長することとした。その後、令和7年12月に再度町営バスに関するアンケートを実施し、現段階で対応可能な課題については概ね解決できる目途がついたことから、令和8年4月1日より、本格運行を開始した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡県遠賀郡水巻町頃末北 1-1-1

（所 属）企画課企画係

（氏 名）桂 和成

（電 話）093-201-4321

（e-mail）kikaku@town.mizumaki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当

該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
福岡県	遠賀郡水巻町	水巻町地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	人
交通不便地域等（人）	2,133 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
2,133 人	伊左座、二東、二西、下二東地区	局長指定

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

事前：水巻福祉ゆめあいバス（R6.8～R6.10）		R7.10改正後：水巻町内巡回バス（R7.10～R8.3）		R8.4改正後：水巻町内巡回バス（R8.4～R8.5）	
運行概要	運行日：全路線ともに平日・土曜のみ運行 運行時間：概ね9：00～17：00 運賃：無料 ※利用者制限あり	運行日：北部線・南部線は平日・土曜のみ、快速線は毎日運行 運行時間：概ね9：00～17：00 運賃：無料 ※利用者制限なし	運行日：北部線・南部線は平日・土曜のみ、快速線は毎日運行 運行時間：概ね9：00～17：00 運賃：無料 ※利用者制限なし		
全日	(人/日) 020406080200220 西回り59 東回り66 南北線76 合計202	(人/日) 020406080100220240 北部線77 南部線60 快速線86 合計223 R8.4改正前後の変化 微増 微増 微増 微増 (人/日) 020406080100220240 北部線81 南部線64 快速線90 合計236			
	(人/日) 020406080200220 西回り62 東回り67 南北線78 合計207	(人/日) 020406080100230250 北部線80 南部線62 快速線96 合計237 R8.4改正前後の変化 微増 微増 微増 微増 (人/日) 020406080100230250 北部線83 南部線66 快速線98 合計247			
平日（月～金）	(人/日) 020406080200220 西回り62 東回り67 南北線78 合計207	(人/日) 020406080100230250 北部線80 南部線62 快速線96 合計237 R8.4改正前後の変化 微増 微増 微増 微増 (人/日) 020406080100230250 北部線83 南部線66 快速線98 合計247			
土曜	(人/日) 020406080200220 西回り50 東回り62 南北線69 合計180	(人/日) 020406080100200220 北部線60 南部線54 快速線85 合計199 R8.4改正前後の変化 2割増 微増 維持 1割増 (人/日) 020406080100200220 北部線74 南部線57 快速線85 合計216			
休日（日・祝）	運行なし	(人/日) 020406080100220240 北部線 南部線 快速線58 合計58 R8.4改正前後の変化 1.5割増 1.5割増 (人/日) 020406080100220240 北部線 南部線 快速線68 合計68			

	事前：北九州市営バス 南部循環線（R6.8～R6.10）	R7.10改正後：水巻町通勤通学バス（R7.10～R8.3）	R8.4改正後：水巻町通勤通学バス（R8.4～R8.5）
運行概要	運 行 日：毎日運行 運行時間：概ね6：00～21：00 運 賃：190円一律	運 行 日：毎日運行 運行時間：概ね 朝6：00～8：00、夕17：00～21：00 運 賃：200円一律	運 行 日：毎日運行 運行時間：概ね 朝6：00～8：00、夕17：00～21：00 運 賃：200円一律（中学生以下及び障がい者無料）
全 日	(人/日) 010203040506070 朝14 夕14 昼28 合計56	(人/日) 010203040506070 朝12 夕16 昼運行なし 合計29 R8.4改正前後の変化 2.5割増 1割減 維持	(人/日) 010203040506070 朝15 夕14 昼運行なし 合計29
平日（月～金）	(人/日) 010203040506070 朝18 夕16 昼31 合計65	(人/日) 010203040506070 朝17 夕19 昼運行なし 合計36 1.5割増 1割減 微増	(人/日) 010203040506070 朝20 夕17 昼運行なし 合計37
土 曜	(人/日) 010203040506070 朝9 夕11 昼27 合計47	(人/日) 010203040506070 朝7 夕12 昼運行なし 合計19 1割減 2.5割減 2割減	(人/日) 010203040506070 朝6 夕9 昼運行なし 合計15
休 日（日・祝）	(人/日) 010203040506070 朝6 夕8 昼21 合計35	(人/日) 010203040506070 朝4 夕10 昼運行なし 合計14 5割増 2割減 維持	(人/日) 010203040506070 朝6 夕8 昼運行なし 合計14